



「夜勤・交代制勤務ガイドライン」普及等実態調査 勤務間隔の確保、正循環の勤務編成、長時間夜勤の解消 ガイドラインを受け改善の兆し

公益社団法人日本看護協会（会長・坂本すが、会員 68 万人）は、このたび「『看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン』の普及等に関する実態調査」を実施しました。

本調査は、本会が 2013 年 3 月に公表した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」を受けて、看護職の勤務体制改善の取り組みがどのように進んでいるかを把握し、看護現場への今後の支援方策を検討する資料を得ることを目的としています。

調査結果からは、ガイドラインの認知が極めて高いことをはじめ、勤務編成の基準（2 ページ参照）のうち、「夜勤途中の休憩時間の確保」「夜勤の連続回数」「夜勤後の休息」「連続勤務日数」などの項目が、ガイドライン公表前から多くの病院で実施済みであったことが分かりました。

また、「勤務間隔」「交代の方向」「勤務の拘束時間」についても、ガイドライン公表後に、十分な勤務間隔の確保や正循環の勤務編成、長時間夜勤の解消といった取り組みが各地で始まっていることが明らかになりました。

報道関係者の皆さまには、本調査の趣旨にご理解をいただき、さまざまな機会にご紹介をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

《 ポイント 》

- ガイドラインを知っている病院は 95.8%に上る … P 3
- 勤務編成の基準のうち、ガイドラインの公表前から実施率が高い項目は
「夜勤途中の休憩時間の確保」「夜勤の連続回数」「夜勤後の休息」など … P 3
- ガイドラインを受け、昨年度までに三交代制勤務の病院のおよそ 2 割が
「勤務間隔（11 時間以上）」「交代の方向（正循環）」に取り組み済み … P 4
- 二交代制勤務の病院の 11.1%が「勤務の拘束時間（13 時間以内）」に向け
現在検討中 … P 4

■ 調査概要

- 1) 調査期間 2014年1月31日～2月21日
- 2) 調査方法 自記式の調査票を郵送配布・回収
- 3) 調査対象 全国の8,633病院 3,564件を回収（回収率41.3%）

■ 回答施設の属性

- 1) 地域 北海道7.3%、東京都5.7%、大阪府4.9%、福岡県4.4%、神奈川県4.3%、兵庫県3.6%、広島県3.5%、愛知県3.2%など
- 2) 設置主体 医療法人54.7%、都道府県・市町村・地方独立行政法人・公立大学法人16.0%、公的医療機関6.2%、国4.7%など
- 3) 病床規模 「99床以下」29.0%、「100～199床」32.8%、「200～299床」14.1%、（許可病床）「300～399床」10.5%、「400～499床」5.7%、「500床以上」7.6%

◆ 「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」（勤務編成の基準11項目）

基準1 勤務間隔	勤務と勤務の間は11時間以上あける。
基準2 勤務の拘束時間	勤務の拘束時間は13時間以内とする。
基準3 夜勤回数	夜勤回数は3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。
基準4 夜勤の連続回数	夜勤の連続回数は2連続（2回）までとする。
基準5 連続勤務日数	連続勤務日数は5日以内とする。
基準6 休憩時間	休憩時間は夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。
基準7 夜勤時の仮眠	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。
基準8 夜勤後の休息 （休日を含む）	夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保することが望ましい。
基準9 週末の連続休日	少なくとも1カ月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。
基準10 交代の方向	交代の方向は正循環の交代周期とする。
基準11 早出の始業時刻	夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。

※ 調査では、基準3は3交代制勤務の月8回以内のみ、基準6は夜勤の途中で1時間以上の休憩時間のみを質問した。基準8は、2回連続夜勤後の48時間以上の休息、1回の夜勤後の24時間以上の休息に分けて質問した。

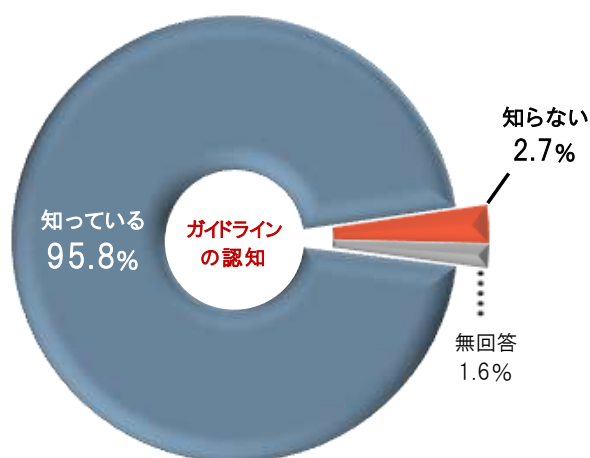
■ 調査結果

1. 「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の認知状況

- ◆ 「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を知っている病院は約96%に上る

日本看護協会が2013年3月に公表した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を「知っている」と回答した病院は、2014年1月末現在で、調査に回答した3,564病院の95.8%に上っており、多くの病院に認知されている【図1】。

【図1】ガイドラインの認知状況



2. ガイドライン公表前の実施状況

- ◆ 交代制勤務を行っている病院で、ガイドライン公表前に実施率が高かった項目は、「夜勤途中の休憩時間の確保」「夜勤の連続回数」「1回の夜勤後の休息」「連続勤務日数」「早出の始業時刻」など
- ◆ 一方、実施率が低かった項目は、三交代制勤務の病院で「交代の方向」「2回連続夜勤後の休息」「夜勤時の仮眠」「勤務間隔」など、二交代制勤務の病院で「勤務の拘束時間」など

夜勤・交代制勤務を行っている3,456病院（※）において、ガイドライン公表前に実施率が高かったのは、「夜勤途中の休憩時間の確保」「夜勤の連続回数」「1回の夜勤後の休息」「連続勤務日数」「早出の始業時刻」の5項目で7割超となっている【図2】。

一方、ガイドライン公表前に実施率が低かった項目は、三交代制勤務の病院では「交代の方向」13.6%、「2回連続夜勤後の休息」18.6%、「夜勤時の仮眠」23.4%、「勤務間隔」29.7%など。正循環の勤務編成や連続夜勤後の休息、夜勤時の連続した仮眠時間、十分な勤務間隔の確保に課題がみられた【図3右】。

また、二交代制勤務の病院では、「勤務の拘束時間」が13.2%と低く、長時間夜勤が行われている実態が浮き彫りになった【図3左】。

※病棟の夜勤・交代制勤務の勤務形態に回答のある病院に限定して集計

3. ガイドラインを受けての新たな取り組み状況

- ◆ ガイドライン公表後から新たに実施、または取り組む予定があり現在検討していると回答した割合が高い項目は、三交代制勤務の病院で「勤務間隔」「週末の連続休日」「交代の方向」「2回連続夜勤後の休息」など
- ◆ 二交代制勤務の病院では「週末の連続休日」「2回連続夜勤後の休息」「勤務の拘束時間」など
- ◆ 二交代制勤務の病院でガイドライン公表前に実施率が低かった「勤務の拘束時間」については、11.1%の病院が取り組みに向け検討中

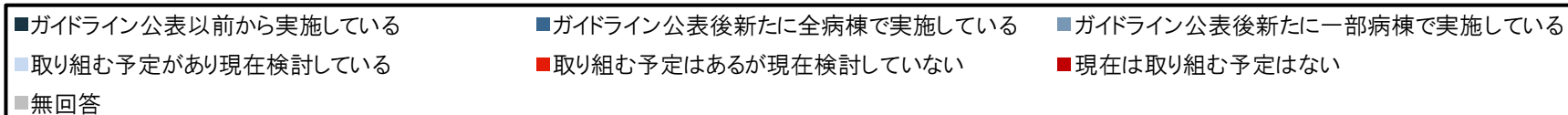
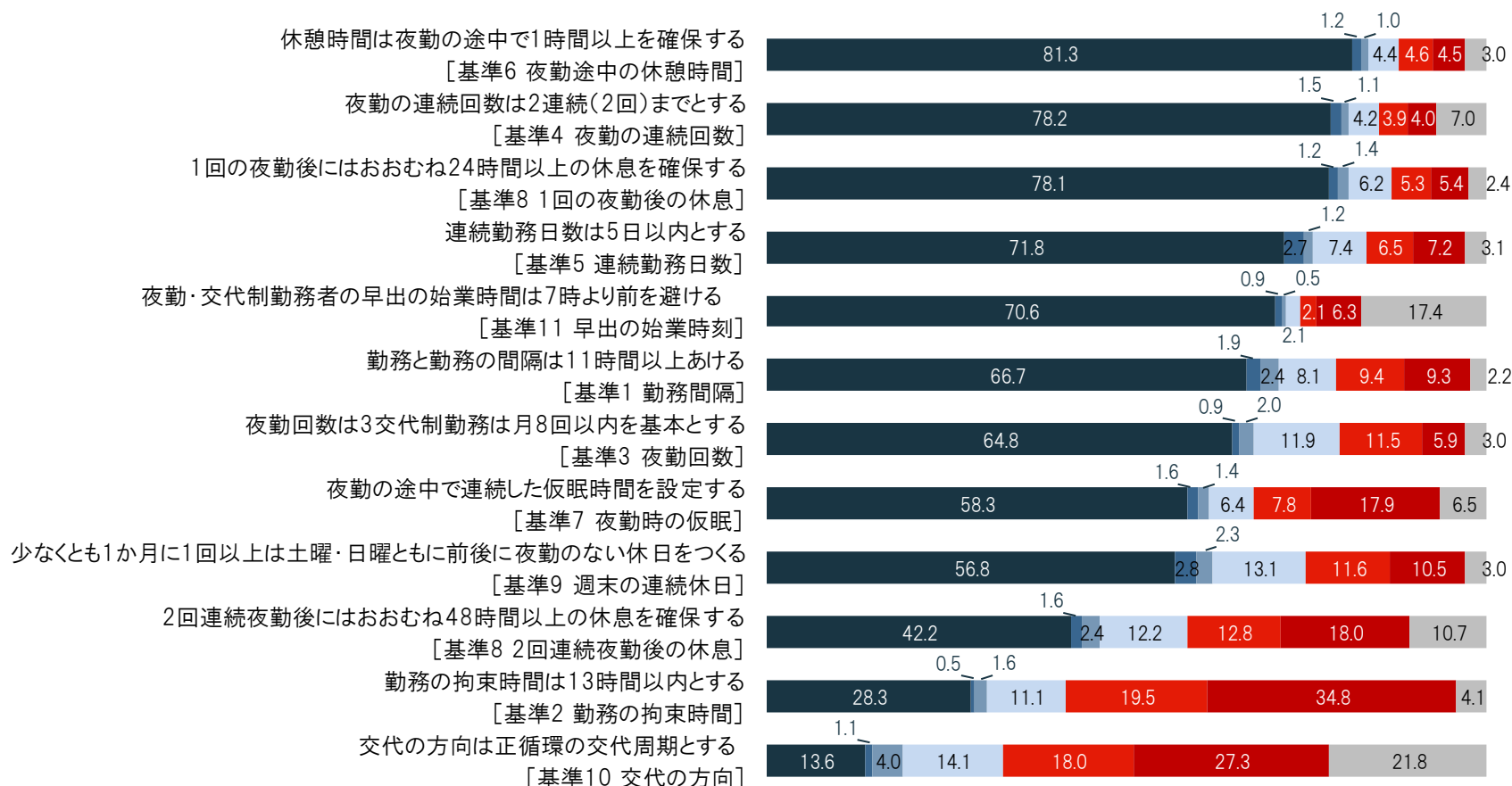
ガイドライン公表後から新たに実施（全病棟あるいは一部病棟）、または取り組む予定があり現在検討している病院の割合をみると、三交代制勤務の病院では「勤務間隔」24.5%、「週末の連続休日」19.4%、「交代の方向」19.2%、「2回連続夜勤後の休息」19.2%などが高い【図3左】。

一方、二交代制勤務の病院では「週末の連続休日」17.8%、「2回連続夜勤後の休息」14.0%、「勤務の拘束時間」12.7%などが高い【図3右】。

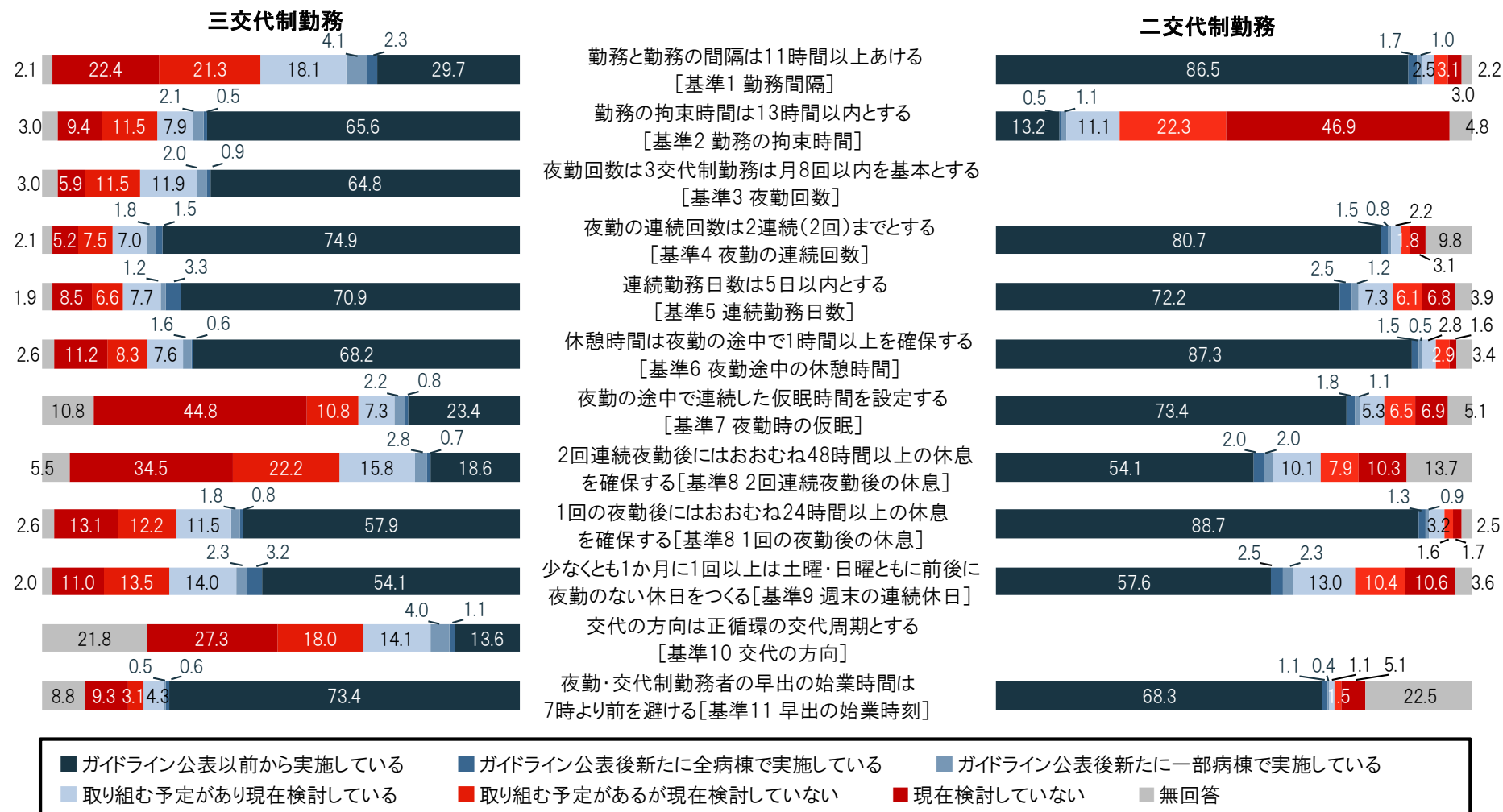
また、ガイドライン公表前の実施率が13.2%と低かった「勤務の拘束時間」についても11.1%の病院で実施を前提とした検討がなされている【図3右】。

公表後のわずかな期間のため、すぐに実施した病院は少なかったものの、ガイドラインを受けての現場の取り組みが着実に始まっている。これらの改善の機運をとらえ、歩みを着実なものとするために、本会としても看護現場への支援を強化していく。

【図2】勤務編成の基準の実施状況（交代制勤務を行っている病院：n=3,456、基準3および基準10はn=1,013）



【図3】勤務形態別にみた勤務編成の基準の実施状況（左：三交代制勤務：n=1,013、右：二交代制勤務：n=2,229）



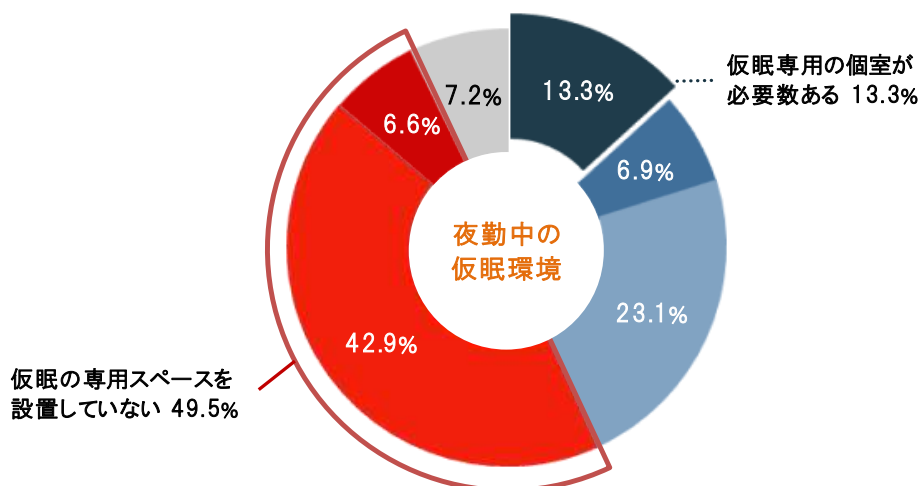
4. 看護職の勤務環境・勤務体制について、その他の調査結果

◆ 仮眠環境の整備は立ち遅れ、病院規模を問わず改善が課題

夜勤・交代制勤務を行っている3,456病院における夜勤中の仮眠環境については、いずれの病床規模でも「仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある」と回答した割合が最も多かった。「仮眠できる個室やスペース、場所はない」と回答した病院を合わせると、半数の病院が仮眠の専用スペースを設置していない。

一方で、「仮眠専用の個室が必要数ある」は13.3%にとどまり、夜勤の効果的な疲労回復のため、仮眠環境の整備が急がれる【図4】。

【図4】 仮眠環境の整備状況



- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ■ 仮眠専用の個室が必要数ある | ■ 仮眠専用の個室はあるが必要数はない |
| ■ 仮眠専用スペースがある | ■ 仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある |
| ■ 仮眠できる個室やスペース、場所はない | ■ 無回答 |

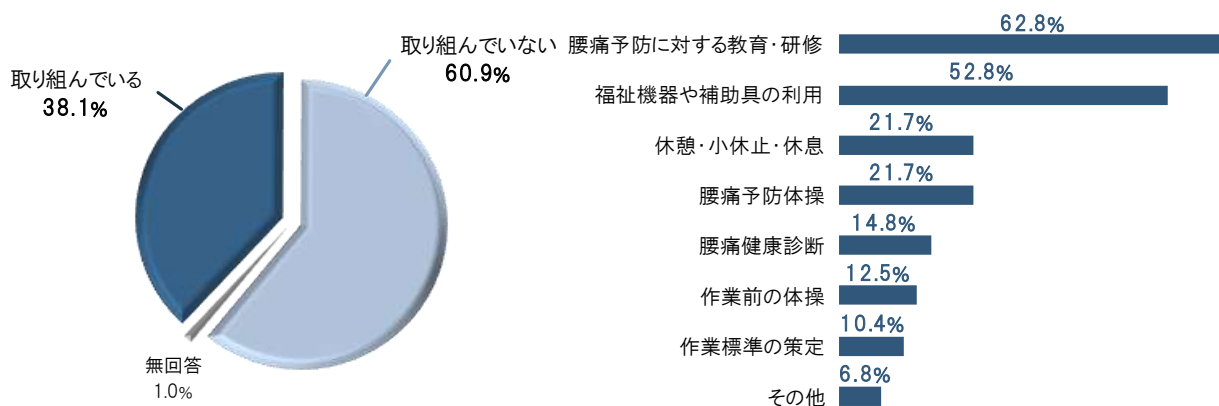
◆ 腰痛予防へ取り組んでいる病院は4割未満

2013年6月、厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」が改訂され、従来の福祉分野に加えて、医療・介護分野の看護業務も対象となった。これを受けて、病院勤務の看護職員に対する腰痛予防対策の状況を把握した。

調査に回答した3,564病院のうち、腰痛予防の取り組みを行っている病院は38.1%と4割未満にとどまる。それらの病院では対策として「腰痛予防に関する教育・研修」62.8%、「福祉機器や補助具の利用」52.8%、「休憩・小休止・休息」21.7%、「腰痛予防体操」21.7%、「腰痛健康診断」14.8%、「作業前の体操」12.5%、「作業標準の策定」10.4%に取り組んでいる（複数回答）。

現状では、6 割以上の病院が腰痛対策の取り組み自体を行っておらず、勤務編成の工夫や改善だけでなく、夜勤・交代制勤務を行っている看護職の身体的負担を軽減するため、今後、予防対策に取り組む病院の増加が課題といえる【図 5】。

【図 5】 病院として腰痛予防に取り組んでいる割合、腰痛予防の方策



◆ 産科あるいは産科混合病棟を有する病院では、病床規模が小さい病院ほど、交代制勤務に加えて、助産師の待機（オン・コール）勤務を実施

産科あるいは産科混合病棟を有する 633 病院のうち、看護職員のオン・コール勤務を実施している割合は、「99 床以下」59.1%、「100～199 床」53.7%など、200 床未満の病院で 5 割超となっており、病床規模の小さい病院ほど待機（オン・コール）勤務を実施している割合が高い【図 6】。

交代制勤務を行いながらオン・コールにも従事することは、待機中に遠出できない、いつ呼び出されるか分からない緊張を伴うなど負担が大きく、安心・安全なお産を守っていくためには、オン・コール勤務の見直しが必要と考えられる。

【図 6】 オン・コール勤務の実施状況

